

「原子力災害対策指針（改定原案）」に対する意見

平成 25 年 2 月 12 日

日本商工会議所

○日本商工会議所では、原発立地・周辺の商工会議所を含め全国の商工会議所の意見を踏まえ、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）後の状況を受けて、原子力発電の安全性強化と万が一に備えた防災対策や危機管理対策を着実、迅速に進めるよう主張してきた。そのため、今般、「原子力災害対策指針（改定原案）」が意見募集に付されたことを歓迎する。

○今後、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障」という原子力規制委員会の目的が着実、迅速に具現化することを強く期待する。

○国、自治体、事業者等の信頼関係の構築が対策の実効性を高めるために必要不可欠である。原子力規制委員会の公開情報や各地商工会議所への意見照会結果等を踏まえると、自治体、特に市町村への説明、意見聴取、協議が不十分である※。原子力規制委員会は自治体への説明、意見聴取等をより積極的に行うとともに、信頼関係の下で地域での協議が建設的に進むよう特段の配慮をすべきである。

※各地商工会議所への意見照会の結果、個別事項として以下の指摘があった。

・「表 2 緊急事態区分と EAL の設定について」の中で「警戒事態」④⑤の判断者が「審議官又は原子力防災課事故対策処室長」「原子力規制委員長」となっているが責任が不明確ではないか。

・「表 3 OIL と防護措置について」の中で、初期設定値について、OIL 1 が「500 マイクロ Sv/h」、OIL 2 が「20 マイクロ Sv/h」となっているが、それぞれ IAEA による数値「1000 マイクロ Sv/h」「100 マイクロ Sv/h」との違いの科学的根拠を示すべきである。

・避難、一時移転、屋内退避の区分が具体的でないため、地域防災計画の中に、具体的な防災（行動）対策を示すことが困難である。

○距離による UPZ の設定や空間放射線量率等による OIL の設定など様々な数値が示されているが、これら数値は科学的、技術的なエビデンスが十分ではない中で原発事故後の状況と対策を参照して設定されたもので、継続的な検討見直しが必要とされている。また、実際の対策は数値のみに基づいて機械的に

行われるものではないと理解される。しかし、実際には、これら数値等に対する誤解が生じているように思われる。今後、対策の実効性を高めるための検討や地域での協議を建設的に進めていくために、原子力規制委員会は、改定原案 7 ページに示された「放射線被ばくの防護措置の基本的考え方」や、各種の設定数値の意味について、分かりやすい説明を行うべきである。

○また、復旧段階において対策を緩和、解除するプロセスも検討課題の一つであるが、その際、原発事故後に取り入れた対策を参照するだけでなく、問題点の抽出を含めて科学的な知見に基づき検討を行うべきである。例えば、原発事故後、同心円状の距離によって対策が実施された地域には空間放射線量率が低い地域も含まれていたが、対策が実施されたことによる風評被害、地域インフラの荒廃が生じ、現在も復興の障害となっている。こうした福島の状態を踏まえた検討によって、今後の対策の実効性を高めるだけでなく、福島の復興・再生を加速するために有益な知見が得られることを期待するものである。

○対策の実効性を高めるためには、複線的、広域的な避難道路網の整備、多様な避難手段の確保など地域特性に応じたインフラ整備が必要であることに留意すべきである。

○より積極的な説明、意見聴取等を行うにあたって、原子力規制委員会・原子力規制庁の人員、体制が不十分であれば、人員、体制の強化を行うべきである。

以上

本意見は、平成 25 年 1 月 30 日～2 月 12 日に原子力規制委員会が実施した「原子力災害対策指針（改定原案）」に対する意見募集に対応し、同委員会に提出しました。